

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	後期高齢者医療に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

菊池市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

菊池市長

公表日

令和7年3月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、被保険者に対し、保険者である熊本県後期高齢者広域連合を介し後期高齢者医療関連事務を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①被保険者の資格取得・喪失の管理 ②保険料の賦課・徴収・還付 ③保険の給付 ④保健事業 ⑤広域連合より受領した賦課情報を元に期割り ⑥被保険者への納付書・通知書の発行
③システムの名称	熊本県後期高齢者医療広域連合電算処理システム、後期高齢システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、後期高齢者医療システム
2. 特定個人情報ファイル名	
資格・給付関係ファイル、賦課・収納関係ファイル、被保険者情報ファイル、保険料情報ファイル、期割情報ファイル、特別徴収対象者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表 85の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2、3、6、13、42、48、56、65、69、83、87、115、116、125、131、158、161、164、165、166、173の項 (情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 115、116の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒861-1392 熊本県菊池市隈府888番地 菊池市役所 総務部総務課 0968-25-7111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒861-1392 熊本県菊池市隈府888番地 菊池市役所 健康福祉部保険年金課 高齢者医療年金係 0968-25-7218

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[☒] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、後期高齢者医療事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等(USB メモリを含む。)の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄等	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策	記載なし	新規記載	事後	様式の変更に伴う修正
令和4年3月10日	I1. ②事務の概要	(略) ②保険料の賦課・徴収 (略)	(略) ②保険料の賦課・徴収・還付 (略)	事後	
令和4年3月10日	I 4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 別表第二の80項 主務省令第43条 別表第二の83項 ※別表第二の83項に関する主務省令は未交付 (別表第二における情報照会の根拠) 別表第二の82項 ※別表第二の82項に関する主務省令は未交付	・番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 別表第二の80項 主務省令第43条 別表第二の83項 (別表第二における情報照会の根拠) 別表第二の82項	事後	
令和4年3月10日	Ⅱ 1. 及び2. いつ時点の計数か	平成27年2月25日時点	令和4年3月4日時点	事後	
令和5年3月27日	I 5. ①部署 I 5. ②所属長の役職名	健康福祉部 健康推進課 健康推進課長	健康福祉部 保険年金課 保険年金課長	事後	
令和5年3月27日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	(略) 健康福祉部健康推進課 (略)	(略) 健康福祉部保険年金課 (略)	事後	
令和7年3月17日	I1. ②事務の概要	(追記)	⑤広域連合より受領した賦課情報を元に期割り ⑥被保険者への納付書・通知書の発行	事前	
令和7年3月17日	I1. ③システムの名称	(追記)	、後期高齢者医療システム	事前	
令和7年3月17日	I2. 特定個人情報ファイル名	(追記)	、被保険者情報ファイル、保険料情報ファイル、 期割情報ファイル、特別徴収対象者情報ファイル	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月17日	I3. 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 番号法第9条第1項、別表第一の59の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) 第46条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 別表第85条	事後	
令和7年3月17日	I 4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 別表第二の80項 主務省令第43条 別表第二の83項 (別表第二における情報照会の根拠) 別表第二の82項	(情報提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2、3、6、13、42、48、56、65、69、83、87、115、116、125、131、158、161、164、165、166、173の項 (情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 115、116の項	事後	
令和7年3月17日	II 1. 及び2. いつ時点の計数か	令和4年3月4日 時点	令和7年3月1日 時点	事後	
令和7年3月17日	IV8. 人手を介在させる作業 IV11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	様式変更に伴う新規記載	事後	